

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日、その翌日)

## 告示

### 鳥取県告示第五百四十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十年十一月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 目次

- ◇告示 健康保険法による保険医療機関の指定  
健康保険法による保険医の登録  
米飯提供業者の登録
- ◇公安告示 家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施  
道路交通法による聴聞の実施
- ◇公告 収用委員会の審理の開催

名称	所在地	診療科名	開設者氏名	指定の年月日	採用点数表
鳥取県職員診療所	鳥取市東町二丁目二二〇	内科	鳥取県知事	昭和四十年十月十三日	乙表点数表
木村歯科医院	日野郡日南町大字下阿毘縁九一〇	歯科	木村 宏毅	"	歯科"
大谷医院	八頭郡家町宮谷一本木二二一の五	内科、小児科、外科	大谷 伯	"	十六日 乙表"
安田歯科医院	米子市朝日町五	歯科	安田 千秋	"	歯科"
渡辺内科医院	米子市上福原字北浜温泉一、八三九の六	内科、小児科	渡辺 仁	"	二十三日 乙表"
伊王野医院	東伯郡泊村大字園六七三	内科、小児科	伊王野 華	十一月一日	"

### 鳥取県告示第五百四十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の

指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十年十一月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名 住 所 登録の記号番号 登録の年月日

小山 幹人 鳥取市瓦町九番地 鳥医一一五六 昭和四十年十月二十一日

鳥取県告示第五百四十五号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三号)第三十五条の四

登録番号 登録年月日 氏名 名称又は屋号 住

日振第 五八号 昭四〇、一〇、一一 青戸 光男 青戸 商店 日野郡日野町黒坂一、四五〇の九 住所に同じ。

鳥振第二四四号 " 一五 中西 能明 な つ め 鳥取市藪片原町三九の二 " "

" 二四五号 " 森坂千代子 鳥 取 会 館 " 川端三丁目三八 " "

鳥取県告示第五百四十六号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査、ひな白痢検査、ニューカッスル予防注射及び肝てつ駆除のための投薬を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対して検査、注射及び投薬を受けることを命ずる。

昭和四十年十一月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、肝てつ症、ひな白痢及びニューカッスル病予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規則同条第四項の規定により告示する。

昭和四十年十一月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

所 営業所の所在地

1 結核病検査及びブルセラ病検査

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

2 肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

3 ひな白痢検査及びニューカッスル予防注射

種鶏及びこれらの鶏と同一構内で飼育している鶏

四 実施の期日別表のとおり

五 検査、注射及び投薬の方法

1 結核病検査 ツベルクリン皮内反応



十一月	十日	大山町	佐摩、坊領検診場
"	十一日	"	明間、豊房
"	十二日	名和町	名和
"	十五日	"	庄内、大雀
"	十六日	大山町	国信、福尾
"	十七日	"	赤松、中楨原
"	十日	江府町	西成、吉原、袋原、大万
"	十三日	日野町	上菅、中菅、黒坂、濁谷、高尾
"	二十二日	江府町	江尾、久連、佐川、柿原
"	二十四日	"	宮市、宮市原、御机、美用
"	二十五日	"	栗尾、小原、杉谷、具田
"	二十六日	溝口町	宮原、谷川、白水、根雨原
"	二十七日	江府町	池の内、尾の上原、日の詰
"	二十九日	溝口町	中祖、古市、父原
"	三十日	"	間池、二部、三部
"	十日	日南町	大菅、戸波
"	十一日	"	上阿毘縁
"	十二日	"	下阿毘縁
"	十三日	"	大原、新山
"	十五日	"	新屋、萩原、滑
"	十六日	"	多里、中萩
"	二十二日	"	折渡、下栗谷、宝谷
"	二十三日	"	印賀、中津合
"	二十五日	"	下花口、上花口

### 公安委員会告示

#### 鳥取県公安委員会告示第三十号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第一百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十年十一月二日

鳥取県公安委員会委員長 井上善一

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十年十一月十一日 午前九時から

米子市糶町 米子警察署

二 聴聞当事者の住所及び氏名

- 1 西伯郡西伯町大字清水川二〇二 自動車等運転者 大塚 喜巳
- 2 倉吉市小鴨一、一九〇の一 自動車等運転者 西村 恒寿
- 3 倉吉市仲ノ町八一五 自動車等運転者 多田 弘
- 4 西伯郡大山町国信九三二 自動車等運転者 提島 孝猷
- 5 日野郡溝口町大江六〇 自動車等運転者 下村 哲夫
- 6 西伯郡西伯町絹屋二三四 自動車等運転者 持田 聆需
- 7 西伯郡西伯町尾高一、四二七 自動車等運転者 下本 保
- 8 倉吉市駄経寺 ますみ荘 自動車等運転者 植田 忠士
- 9 西伯郡岸本町上細見一、五一九の一 自動車等運転者 国本 英孝
- 10 倉吉市栗尾一六一 自動車等運転者 福沢 政一

" 二十六日 " 東の原、神戸上 "

" 二十七日 " 上石見、宗金 "

" " 市場 "

- 11 東伯郡東郷町北福一〇九 自動車等運転者 下田 弘美
- 12 米子市東倉吉町一三三 自動車等運転者 田中美恵子
- 13 米子市両三柳三区二、六八八の一 自動車等運転者 福井 晃一
- 14 米子市錦町三丁目一四三の四 自動車等運転者 菅森 岩夫
- 15 米子市吉谷二四九 自動車等運転者 木村 重雄
- 16 米子市花園町九 自動車等運転者 松下 忠夫
- 17 米子市祇園町一の五二 自動車等運転者 門脇 金光
- 18 米子市日原一〇八の二 自動車等運転者 椿原孝太郎
- 19 米子市中島四〇三の三 自動車等運転者 赤木 薫
- 20 米子市内町一五五 自動車等運転者 小松原茂巳
- 21 米子市糴町二丁目二八 自動車等運転者 柳沢 栄蔵
- 22 米子市富益町一、〇二四 自動車等運転者 鞍口 一郎
- 23 境港市渡町二区九二八の二 自動車等運転者 森脇 健

公 告

一般国道9号線東鳥取国道改築工事及び県市町村道路取付工事用地の収用にかかる裁決申請についての収用委員会の審理を次のとおり開催する。

昭和40年11月2日

鳥取県収用委員会 会長 若 木 礼

- 1 日時 昭和40年11月4日 午前11時から
- 2 場所 鳥取市東町1丁目220 鳥取県議会議事堂第4委員会室